

重要事項説明書（ホームヘルプサービス）

訪問介護サービス提供の開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

事業所の名称	訪問介護ステーション鹿野博愛		
事業所の所在地	〒 745 - 0304 周南市大字鹿野下1161番地の1		
管理者の氏名	野原 藤江		
電話番号	0834 - 68 - 2233		
FAX	0834 - 68 - 3522		
事業所の種類指定番号	指定訪問介護事業所	山口県	3571501596

2 事業の目的と運営方針

（事業の目的）

介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が居宅において、要介護状態又は要支援状態（以下、「要介護状態等」という。）となった場合においても、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活にわたる援助を行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

（事業の方針）

- ① 指定訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- ② 事業者自らその提供する指定訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- ③ 指定訪問介護の提供に当たっては、訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。
- ④ 指定訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧にを行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- ⑤ 指定訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- ⑥ 指定訪問介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。
- ⑦ 指定訪問介護の提供に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護（身体介護）又は洗濯、掃除等の家事（生活援助）を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏しないようにする。（※有料の多床室での調理の生活援助はできません。）

3 ご利用事業所の職員体制

ご利用事業所の職員の職種		員数	勤務体制	
管理者		1人	常勤	9時 ～ 16時30分
サービス提供責任者		1人	常勤	9時 ～ 16時30分
訪問介護員	介護福祉士	6人	常勤	24時間対応
	ヘルパー2級	2人	常勤	24時間対応
	看護師			

4 営業時間

営業日	月曜日から土曜日までとする
休業日	第2、第4土曜日、祝日及び12月31日から1月3日
実施地域	周南市大潮・鹿野上・鹿野中・鹿野下・巢山・須万鹿野・金峰鹿野・大向

5 利用料 利用者負担額 「介護保険（1割負担）」を適用する場合について

要介護1～5の利用者様（介護給付）

区分	所要時間	訪問介護日（1回あたり）				
		単位数	基本利用料	利用者負担金	利用者負担金	利用者負担金
			（注1）参照	1割負担	2割負担	3割負担
身体介護	20分未満	163	¥0	¥166	¥332	¥498
	20分以上30分未満	244	¥0	¥249	¥498	¥747
	30分以上1時間未満	387	¥0	¥395	¥790	¥1,185
	1時間以上	567	¥0	¥578	¥1,156	¥1,734
	以降30分毎	83	¥0	¥84	¥168	¥252
	20分以上45分未満	183	¥0	¥186	¥372	¥558
	45分以上	225	¥0	¥229	¥458	¥687
20分以上の身体介護に引き続き生活援助を行った場合		67	¥684	¥68	¥136	¥204
（所要時間20分から起算して25分を増すごとに加算し、201単位を限度）						

加算等の種類		単位数	基本利用料	利用者負担金	利用者負担金	利用者負担金
			（注1）参照	1割負担	2割負担	3割負担
早朝・夜間	6時から8時 18時から22時	所定単位数の25%		左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
深夜の訪問	22時から6時	所定単位数の50%		左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
事業所と同一敷地内建物等の利用者、これ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	同一敷地内建物等の利用者・同一建物の利用者20人以上の場合 所定単位数の90%			左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
	同一敷地内建物等の利用者・同一建物の利用者20人以上の場合 所定単位数の85%			左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
	同一敷地内建物等の利用者・同一建物の利用者20人以上の場合 所定単位数の92%			左記額の3割	左記額の2割	左記額の3割

特別地域訪問介護加算	所定単位数の15%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
中山間地域とに居住するものへのサービス提供加算	所定単位数の5%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の22.4%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割

(注1) 上記の基本利用料及び加算等は、厚生労働大臣が告示で定める金額（事業所の所在地が7級地のため、単位数に10.21を乗じた額）であり、これが改定された場合は、これら基本利用料等も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料等を書面でお知らせします。

(注2) 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

(注3) 上記の利用者負担金は目安の金額であり、円未満の端数処理等により多少の誤差が生じることがあります。

6 苦情申立窓口

窓口担当者	サービス提供責任者 厚東 みつ恵				
ご利用時間	9時	～	16時30分	月～金	第1・3・5土曜日
ご利用方法	電話及び面接	TEL	0834-68-2233	FAX	0834-68-3522
その他の苦情相談窓口	周南市役所 高齢者支援課			TEL	0834-22-8467
	山口県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口			TEL	083-995-1010

7 緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業所の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。

また、緊急連絡先に連絡致します。

利用者の主治医	主治医氏名	有吉 秀生
	名称	医療法人緑山会 鹿野博愛診療所
	住所	山口県周南市大字鹿野下1161番地1
	電話	0834-68-2233
協力医療機関	名称	医療法人緑山会 鹿野博愛診療所
	住所	山口県周南市大字鹿野下1161番地1
	電話	0834-68-2233

8 事故発生時の対応方法

- 1 甲に対しサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、甲のご家族等に連絡を行う。
また、必要な措置を行います。
次に事故原因を解明し、再発防止の対策を講じます。
- 2 乙は甲に対するサービスの提供にあたって、事故が発生した際、甲、甲のご家族の生命
- 3 損害賠償保険加入の取扱いについては以下の通りです。

保険会社	東京海上日動火災保険株式会社
保険契約者	医療法人緑山会 理事長 齋藤 淳
保険の種類	賠償責任保険

9 虐待防止について

乙は、甲の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

- 1 乙は甲が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- 2 当該事業所従業者または養護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- 3 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- 4 乙は、次の通り虐待防止責任者を定めます。

役職	管理者
氏名	野原 藤江

令和 年 月 日

私は、本面書により、乙から訪問介護についての重要事項の説明を受け、その内容に同意します。

(甲1) 利用者

住所

氏名

印

(甲2) 利用者の家族

住所

氏名

印
